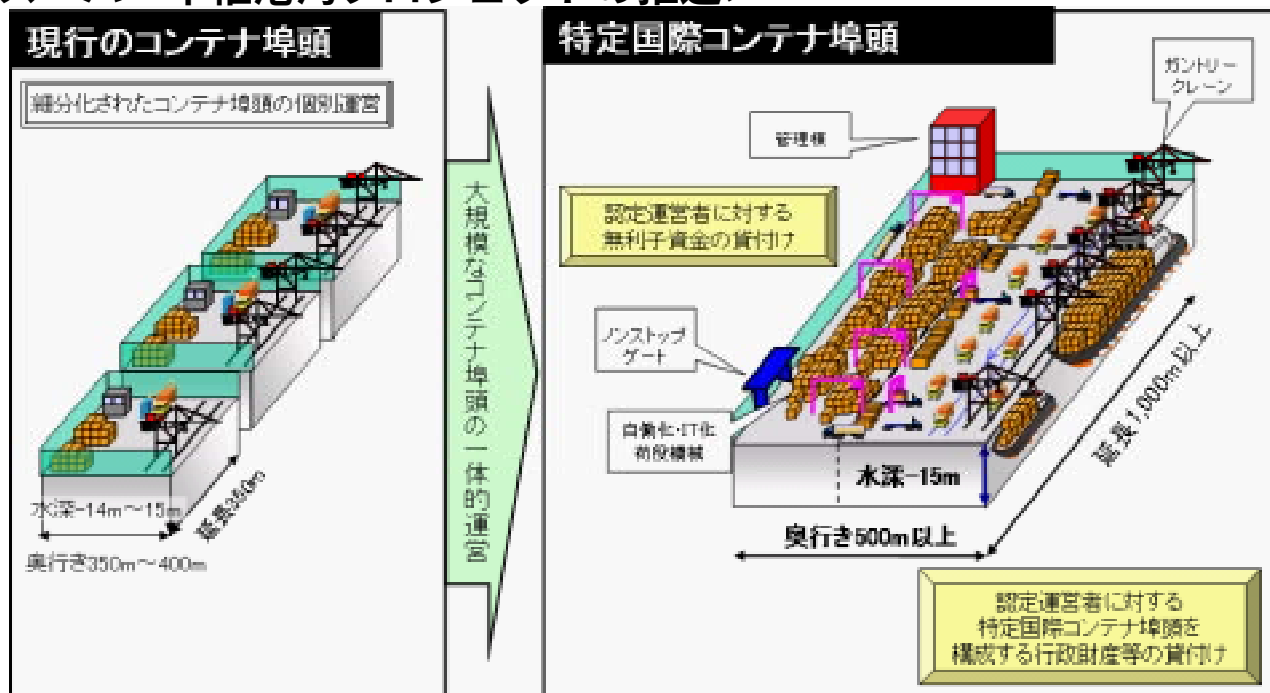


●港湾法の一部改正関係

1. 特定国際コンテナ埠頭の機能の高度化による港湾の運営の効率化

我が国国際コンテナ港湾の相対的地位の低下

<スーパー中枢港湾プロジェクトの推進>



特定重要港湾のうち、特定国際コンテナ埠頭の形成により国際競争力の強化を図ることが特に重要なものを指定特定重要港湾として指定し、特定国際コンテナ埠頭の運営者に対し、次の支援制度を創設する。

- ① 特定国際コンテナ埠頭を構成する行政財産（岸壁及びヤード敷地）等の貸付制度
- ② 無利子資金の貸付制度

2. 入出港届の様式の統一

民間等からの輸出入・港湾関連手続の簡素化への強い要望

「規制改革・民間開放推進3か年計画」(平成16年3月19日閣議決定)

国際海上交通の簡易化に関する条約(FAL条約)(仮称)の早期批准を行う

【平成16年度中に措置】

港湾管理者が各々の条例等に基づき定めている入出港届の様式を、国土交通省令において定めることとする。

閣議決定予定日 平成17年2月1日(火)

お問い合わせ先

国土交通省港湾局 港湾法等改正PT 課長補佐 磯野正義
5253-8111(内線46-822) 4416-5102(夜間直通)

●港湾運送事業法の一部改正関係

「規制改革・民間開放推進3か年計画」(平成16年3月19日閣議決定)に基づき、

「特定港湾以外の港湾における港湾運送事業の規制緩和」

を、事業者間の競争を促進し、事業の効率化や多様なサービスの提供を図る観点から実施する。

特定港湾(主要9港)に限って港湾運送事業について規制緩和を先行実施

(平成12年11月)

●主要9港:千葉・京浜・清水・名古屋・四日市・大阪・神戸・関門・博多

港湾運送事業の規制緩和を全国の港湾(計94港)に拡大

●事業参入

免許制→許可制(需給調整規制の廃止)

●運賃・料金

認可制→事前届出制

→ 全国一律の規制体系へ

港湾の活性化を促進



閣議決定予定日 平成17年2月1日(火)

お問い合わせ先

国土交通省海事局港運課 課長補佐 橋本 昌典
03-5253-8111(内線43-642)、03-5253-8629(夜間直通)

●港則法の一部改正関係

港則法について

港則法は、港内の船舶交通の安全と整とんを図ることを目的とした法律。
港内の船舶交通ルール、入出港の際に必要な手続等を定めている。

夜間入港規制について

夜間における操船者の認知能力の限界から、特に交通が輻輳する港において、夜間の入港を港長の許可制にしている。

規制緩和要望

「規制改革・民間開放推進3か年計画」(平成16年3月19日閣議決定)
FAL条約の早期批准を行う【平成16年度中に措置】

夜間入港を巡る情勢の変化

規制の必要性が低下

夜間の航行環境の改善等

- ・航海計器の発達
- ・船舶の性能の向上
- ・航路標識や埠頭の照明施設の整備 等

港湾の24時間フルオープン化

FAL条約の円滑な批准

※FAL条約:
国際海上交通の簡易化に関する条約(仮称)

夜間入港規制の廃止

規制に代わる安全確保策

- ・港湾の利用者による安全対策の共通認識
- ・情報提供の充実

夜間の安全性を確保しつつ、港湾の活性化を促進

閣議決定予定日 平成17年2月1日(火)

お問い合わせ先
海上保安庁交通部安全課 課長補佐 川俣直己
03-3591-6361(内線6302)、03-3591-2776(夜間直通)